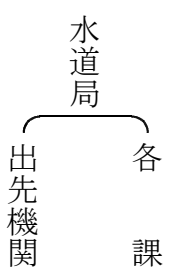


奈良県営水道企業管理規程第一号



奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、令和元年五月一日から施行する。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。